

JV 制度の一考察

東洋大学 学生員 ○中島 宗嗣
東洋大学 正会員 中川 良隆

1. はじめに

1936年に完成したフーバーダム建設工事で初めて共同企業体（JV）が採用された。わが国では1950年の沖縄米軍基地工事が最初のJV工事といわれている。1951年の建設省の「JV実施について」の通達から50年余りが経過した。JV制度は当初の技術面及び資金面のリスクを分散するという目的から、1962年に「中小建設業の振興について」の通達で技術移転が、1966年に「中小建設業対策としての共同企業体請負制度について」で中小建設業者による共同請負の対応についての通達が出された。1994年には中建審による運用準則の改定により「混合入札」が可能となった。

以下にJV制度について、技術力と対象規模（金額）、技術移転、地元・中小建設業者への対応、混合入札制度の観点から検討し、あるべき姿を考察する。

2. 建設投資額とJV施工比率

JV施工比率は図1に示すように、建設投資額の増大と共に伸び続けてきた。近年は建設投資額が減少傾向にある中で、約30%で横ばい状態となっている。

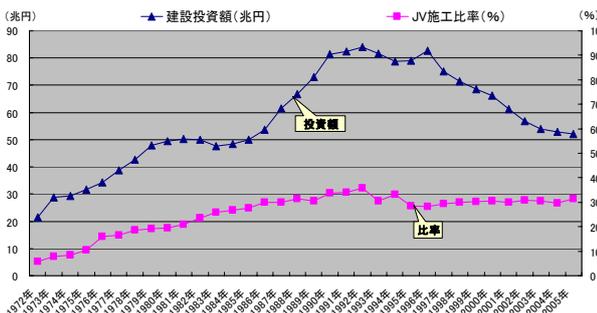


図1 建設投資（実質）とJV施工比率の推移

3. 技術力と発注規模

(1) ダム工事におけるJV施工

JV制度はフーバーダムが起源のことから、ダム工事（堤高120m以上）について調査した。図2に

示すように、1950年以降に国内のダム工事の中でも堤高が170m超級のダムは黒部ダム（186m）、高瀬ダム（176m）のみである。前者は1963年に間組が、後者も1979年に前田建設工業が単独で施工・完成している。1980年以降は川治ダム（140m）を除いて、すべてJVにより施工されている。また、黒部、高瀬ダムを超える堤高のダム建設工事行われていない。

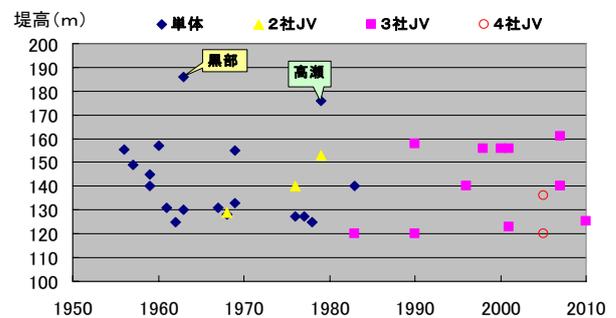


図2 ダム工事施工状況（単独・JV）の推移

(2) 国と地方自治体のJV工事の対象規模（金額）

「大規模かつ技術的難易度」の条件のもと、JV工事の対象規模（金額）が決められている。国土交通省と人口の多い10都道府県、少ない10県について調査を行った。図3に示すように、国土交通省は土木工事50億円以上、建築工事30億円以上であり、地方自治体では、大きいところで20億円、小さいところで約1億円と地域によってばらつきがある。

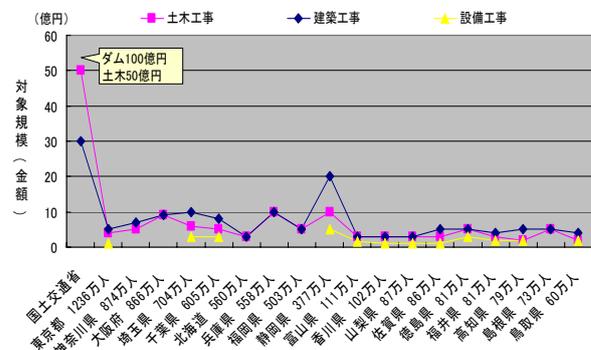


図3 JV工事の対象規模（金額）

キーワード JV制度、技術力、中小企業振興、混合入札

連絡先 〒350-8585 埼玉県川越市鯨井2100 東洋大学工学部 TEL 049-239-1392

一方、2000～2005年のJV工事の1件あたりの受注金額は平均3.5億円であった（国：5.3億円、都道府県：3.0億円）。

図4に各機関からのJV請負金額を示す。

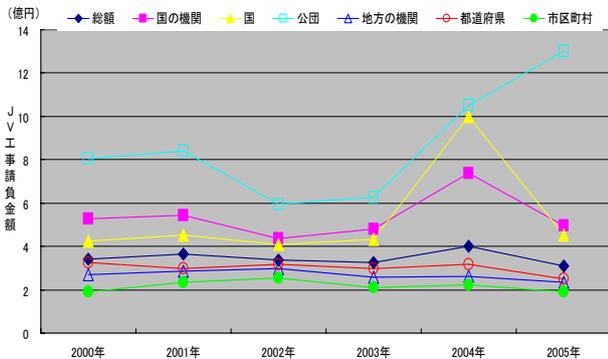


図4 1件あたりのJV工事請負金額の推移

4. 技術移転

中小建設業者への技術移転の状況を検討するため、スポンサー経験の回数を1950年から2007年に行われたダム工事について調査した。その結果、図5に示すように、ダム工事の施工をJVで行った建設業者は343社あり、そのうちJVに一度だけ参加した業者が216社ある。そのなかでスポンサーになったことのない業者は203社であった。JV参加数が2, 3回の業者でもスポンサー経験のない業者が多い。

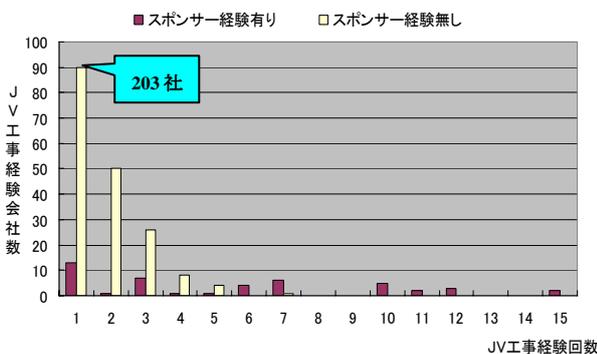


図5 JV工事のスポンサー経験回数

5. 地元（県内）・中小業者への対応

中小企業対策の状況を検討するため人口の多い10都道府県、人口の少ない10県の「共同企業体取扱要綱」を調べた。その結果、「都道府県内・中小業者に技術移転を行う」の内容が東京、大阪、富山、和歌山、佐賀、高知の各都府県で記載がある。

6. 混合入札

国土交通省は混合入札を2003年度に導入し、2006年度に原則化した。地方整備局発注の大規模工事（予定価格7.2億円以上、WTO政府調達協定適用の一般競争入札）では、2003年度の発注219件中JV受注36件から2004年度にJV受注数が167件中57件に増加したが、2005年度は122件中24件、2006年度は161件中8件に減少した。

混合入札について人口の多い10都道府県、人口の少ない10県を調査した結果、正式採用しているのは和歌山県のみであった。また、工事規模により一部採用しているのは北海道、大阪府、香川県であった。

7. 結果と考察

JV制度についての調査結果と考察は以下の通りである。

- ① ダム工事において1980年代以降、工事の規模の面でJVの必要性に疑問のある工事が多数ある。またダム工事で技術移転の名目で多数の中小企業が参加しているが、1回しか参加せず、技術移転に疑問のある工事が多数ある。
- ② JV工事の対象規模（金額）に発注者間で大きな差異がある。技術・規模は受注者に対してのものであり、発注者により大きく異なることはおかしいので、基準化が求められる。
- ③ 地方自治体は、JV制度を地元・中小企業対策と明確化しているところもある。
- ④ 混合入札を進めると、JV制度の地元・中小企業対策の側面が弱まる。地元企業同士のJVが入札に参加できるように、経営事項審査評価の一層の緩和が求められる。

参考文献

- 1) ダム年鑑2007,財団法人日本ダム協会,2007年
- 2) 建設工事受注動態統計調査報告,財団法人建設物価調査会,2003年度、2005年度
- 3) JV制度Q&A、大成出版社、2005年
- 4) 日刊建設工業新聞,2007年11月13日